

# 司法省登録長官部 (マラウイ) (指定官庁又は選択官庁)

## 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 .....	附属書 MW. I
特許押印請求書 (特許様式No. 15) .....	附属書 MW. II
更新手数料支払書 (特許様式No. 19) .....	附属書 MW. III
許可前の明細書の補正申請書 (特許様式No. 30) .....	附属書 MW. IV
許可後の補正申請書 (特許様式No. 31) .....	附属書 MW. V
誤記の訂正請求書 (特許様式No. 42) .....	附属書 MW. VI

略語のリスト

国内官庁 :	司法省登録長官部 (マラウイ)
M P A :	マラウイ特許法
M P R :	マラウイ特許規則
M P T :	特許裁判所規則

指定（又は選択）官庁 MW	司法省登録長官部 （マラウイ） 国内段階に入るための要件の概要	概要 MW
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	英語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 <sup>1</sup>	通貨：マラウイ・クワッチャ（MWK） 完全明細書を提出するための手数料…………… MWK 500	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

<sup>1</sup> PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

MW

司法省登録長官部  
(マラウイ) (続き)

MW

国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	国際出願の願書に記載されていなかった場合には、発明者の氏名及びあて名 <sup>2,3</sup> 出願人が発明者でない場合には、発明者に関する宣言書 <sup>2,3</sup> 代理人の選任 <sup>2</sup> 英語による優先権書類の確認済翻訳文 <sup>4</sup>
誰が代理人として行為できるか？	マラウイの司法省に弁理士又は弁護士として登録されている者
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合は、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 関連する発明の特許性を決定することに優先権の有効性が関与している場合。

## 様式（附属書MW. II－VI）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 MW. II 特許押印請求書（特許様式 No. 15）

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_II\\_mw.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_mw.pdf)

附属書 MW. III 更新手数料支払書（特許様式 No. 19）

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_III\\_mw.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_mw.pdf)

附属書 MW. IV 許可前の明細書の補正申請書（特許様式 No. 30）

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_IV\\_mw.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_mw.pdf)

附属書 MW. V 許可後の補正申請書（特許様式 No. 31）

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_V\\_mw.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_V_mw.pdf)

附属書 MW. VI 誤記の訂正請求書（特許様式 No. 42）

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_VI\\_mw.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VI_mw.pdf)

## 手 数 料

(通貨：マラウイ・クワッチャ(MWK))

特許様式番号	項 目	額
6	完全明細書の提出のための手数料	500
15	特許押印請求	250
19	更新手数料*：	
	第4年度から第6年度，各年	165
	第7年度から第9年度，各年	180
	第10年度	200
	第11年度	200
	第12年度	250
	第13年度	250
	第14年度	300
	第15年度	350
	第16年度	400
20	更新手数料支払期間の延長申請	
	1か月以内	150
	2か月以内	200
	6か月以内	250
22	失効特許の回復申請	
	失効から1年以内の申請	500
	失効から1年経過後の申請	550
	公告手数料	150
30	認容前の明細書の補正申請	100
31	認容後の補正申請	
	出願人が特許押印までに申請する場合	150
	特許権者が特許押印後に申請する場合	180
42	誤記の訂正請求	50
特許裁判所		
1	特許裁判所に対する上訴の通知	50

## 手数料の支払方法

手数料はマラウイ・クワッチャ建で支払う。すべての支払には、支払手数料に関する様式の提出と併せて、出願人又は特許権者の氏名若しくは名称、出願番号（判明していれば国内番号、国内番号が不明の場合には国際番号）又は特許番号、及び支払手数料の種類を表示しなければならない。

手数料は、次の方法で支払うことができる：国内官庁において現金支払、又はマラウイ国の銀行若しくは外国銀行で引き出された小切手

\* 「実施許諾用意 (Licences of Right)」と裏書された特許については手数料の半額のみ支払う。